

令和6年栗山町議会定例会1月臨時会議 会議録

令和7年1月15日 午前10時開会

1、出席議員は次のとおりである。

1 番	齊	藤	義	崇	君
2 番	置	田	武	司	君
3 番	重	山	雅	世	君
4 番	大	櫛	則	俊	君
5 番	堀		文	彦	君
6 番	鈴	木	千	逸	君
7 番	佐	藤	則	男	君
8 番	斉	藤	隆	浩	君
9 番	端		師	孝	君
10 番	藤	本	光	行	君
11 番	鵜	川	和	彦	君

2、欠席議員は次のとおりである。

3、本会議に出席従事した職員は次のとおりである。

事 務 局 長	中	野	真	里
事 務 局 主 査	山	内	あ	づ さ

4、地方自治法第121条第1項の規定による説明員は次のとおりである。

町 長	佐々木	学	君
副 町 長	橋 場	謙	吾 君
総務課長兼選挙管理委員会書記長	小 南	治	朗 君
総務課総務担当・男女共同参画・内部統制担当主幹	出 南		力 君
経営企画課長	篠 田	孝	義 君
経営企画課地域政策担当主幹	田 崎		剛 君
経営企画課行政経営担当主幹	高 野	瀬 大	和 君
住民保健課長	笹 木	真 由	美 君
福祉課長	高 田	宏	明 君
福祉課福祉・子育て担当主幹	木 戸	知	美 君
福祉課高齢者・介護・医療担当主幹	久 保	智	哉 君
建設課長	谷 口	良	之 君

建設課技術長	西	田	達	也 君
建設課技術担当主幹	野	原		修 君
上下水道課長	花	田	勝	巳 君
産業振興課長	森		英	幸 君
産業振興課農林業振興担当主幹	丸	山	友	也 君
ブランド推進課長	宮	本	孝	之 君
ブランド推進課主幹兼コミュニティ放送局開設担当主幹				
兼商店街振興対策担当主幹	石	森	和	幸 君
教 育 長	吉	田	政	和 君
学校教育課長	桑	島	克	典 君
介護福祉学校副校長兼事務局長	古	田	敏	幸 君

5、本会議の付議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

議会運営委員会報告

会期の決定

諸般の報告

①会務報告

②監査報告

議案第50号	令和6年度栗山町一般会計補正予算（第9号）
議案第51号	令和6年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第52号	令和6年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算（第1号）
議案第53号	令和6年度栗山町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第54号	令和6年度栗山町水道事業会計補正予算（第3号）
議案第55号	令和6年度栗山町下水道事業会計補正予算（第3号）
議案第56号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第57号	栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議案第58号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第59号	栗山町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

◎開会の宣告

○議長（鵜川和彦君） 議員の出欠状況につきましては、事務局長報告のとおり定足数に達していますので、ただいまから令和 6 年栗山町議会定例会を再開し 1 月臨時会議を開会いたします。

◎会期の決定

○議長（鵜川和彦君） 今、開会議会の議会期間は本日 1 日といたします。

◎開議の宣告

○議長（鵜川和彦君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鵜川和彦君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員には、6 番鈴木議員、7 番佐藤議員のご両名を指名いたします。

◎議会運営委員会報告

○議長（鵜川和彦君） 日程第 2、議会運営委員会より、このたびの臨時会議の運営等に関する報告書がお手元に配付されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

◎諸般の報告

○議長（鵜川和彦君） 日程第 3、諸般の報告に入ります。

会務報告につきましては、事務局長に報告させます。

事務局長。

○事務局長（中野真里君） 本会議の議件は、議事日程のとおり、議案第 50 号令和 6 年度栗山町一般会計補正予算（第 9 号）外 9 件であります。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定による説明員は、町長及び町長の委任を受

けた副町長、各課所長、並びに、教育委員会教育長及び同教育長の委任を受けた課長、事務局長、農業委員会長の委任を受けた事務局長、監査委員、選挙管理委員会委員長の委任を受けた書記長であります。

先の定例会議報告後の会務につきましては、別紙プリントのとおりであります。

◎監査報告

○議長（鶴川和彦君） 次に監査報告をいたします。

例月出納検査の報告ですが、お手元に配付の写しのとおりでありますので、ご覧いただきたいと存じます。

◎議案第50号

○議長（鶴川和彦君） 日程第4、議案第50号 令和6年度栗山町一般会計補正予算（第9号）を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木学君） 議案第50号 令和6年度栗山町一般会計補正予算第9号の提案理由をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,687万3,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ112億8,604万1,000円とするものであります。

補正の主な内容は、1款議会費におきまして、本年度の人事院勧告による期末勤勉手当支給率の改定に伴う補正であります。

2款総務費は、国の総合経済対策であります物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業の追加等に係る補正であります。

3款民生費は、介護保険特別会計繰出金の追加に係る補正であります。

8款土木費は、人事院勧告による給与改定等に伴う一般職給料及び職員手当等の追加に係る補正であります。

10款教育費は、北海道介護福祉学校特別会計繰出金の追加に係る補正であります。

11款災害復旧費は、9月27日に発生いたしました豪雨による災害復旧費に係る補正であります。

事項別明細につきましては、副町長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 副町長。

[副町長 橋場 謙吾君登壇]

○副町長（橋場謙吾君） それでは、事項別明細についてご説明申し上げます。

6 ページをご覧ください。まず、歳出であります、1 款 1 項 1 目 3 節職員手当等の 2 7 万 2, 0 0 0 円の補正は、本年度の人事院勧告による期末勤勉手当支給率の改定に伴う追加であります。

2 款 1 項 1 2 目 1 8 節負担金補助及び交付金の 1 0 0 万円の補正は、昨年度に任期終了を迎えた地域おこし協力隊への起業支援事業補助金の追加であります。

1 7 目 3 節職員手当等の 1, 7 1 7 万 1, 0 0 0 円の補正は、職員手当の実績見込み、並びに人事院勧告による寒冷地手当支給額の改定による追加であります。

2 4 目 1 1 節役務費から 1 3 節使用料及び賃借料までの合わせて 4, 8 2 1 万 9, 0 0 0 円の補正は、ふるさと応援寄附金の実績見込みにより、今後の必要額を追加するもので、内訳につきましては、1 1 節役務費で、運搬料 1, 0 2 3 万 3, 0 0 0 円の追加、返礼品手数料 2, 5 6 1 万 4, 0 0 0 円の追加、代理納付システム決済手数料 5 6 万円の追加、1 2 節委託料で、ふるさと応援寄附業務 1 9 8 万円の追加、1 3 節使用料及び賃借料で、ふるさと納税システム等使用料 9 8 3 万 2, 0 0 0 円の追加であります。

2 4 節積立金の 4, 1 7 8 万 5, 0 0 0 円の補正は、ふるさと応援寄附金の一部及び基金利子をふるさと応援基金へ積み立てるものであります。

2 5 目重点支援地方創生対策費の 1 億 5, 3 5 2 万 7, 0 0 0 円の補正は、国が実施する「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」として、長引く物価高騰の影響を受けている町民及び事業者に対し、その影響を緩和することを目的に、7 つの対策事業を講じるものであります。これらの事業につきましては、国庫補助金であります物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するものでありますが、補正の内容につきましては、議案第 5 0 号資料一般会計歳出 2 款 1 項 2 5 目補正概要により、それぞれ事業別にご説明させていただきます。

資料の 1 ページをご覧ください。

まず、資料の見方ですが、本資料は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し実施する事業を事業別にまとめたもので、表中、左側から順番に、ナンバー、事業名称、事業概要、節、補正予算額、財源内訳、所管課を掲載しております。

まず、ナンバー 1 の福祉施設等緊急対策支援事業ですが、各種福祉施設及び医療機関並びに保険薬局に対し、その施設形態や定員等に応じた支援金を支給するもので、補正額は 1 8 節負担金補助及び交付金で、福祉施設等緊急対策支援金 1, 1 2 0 万円であります。

次に、ナンバー 2 の飼料価格高騰対策支援金事業ですが、畜産経営を行う

農業経営体及び法人に対して、その飼養頭数に応じた支援金を支給するもので、補正額は１８節負担金補助及び交付金で、飼料価格高騰対策支援事業補助金４００万円であります。

２ページをご覧ください。次に、ナンバー３の運送事業者エネルギー価格高騰対策支援金事業であります。町内運送事業者に対し、その所有する車両台数に応じた支援金を支給するもので、補正額は、１１節役務費で郵便料５，０００円の追加、１８節負担金補助及び交付金で、運送事業者エネルギー価格高騰対策支援金８３万５，０００円の合計８３１万円であります。

次に、ナンバー４のくりやま暮らし応援商品券発行事業であります。令和７年１月１日時点で住民登録のある町民を対象に、くりやまギフトカード加盟店各店舗での利用が可能な、一人当たり５，０００円分の商品券を発行するもので、補正額は、１０節需用費で、事務用消耗品費５万５，０００円の追加、チラシ作成に係る印刷製本費３８万３，０００円、１１節役務費で、郵便料１０万４，０００円の追加、商品券発送等に係る運搬料４９９万円、１８節負担金補助及び交付金で、くりやま暮らし応援商品券発行事業補助金５，５５７万４，０００円の合計６，１１０万６，０００円であります。

次に、ナンバー５の学校給食費無償化事業であります。小中学生のいる子育て家庭の経済的負担を軽減するため、令和６年度の３学期分の学校給食費を無償化するもので、補正額は、１９節扶助費で児童生徒給食費助成６２６万９，０００円あります。

３ページをご覧ください。次に、ナンバー６の令和６年度住民税非課税世帯臨時特別給付金事業であります。令和６年度の住民税が非課税である世帯から、住民税が課税されている方の扶養親族のみで構成される世帯を除いた世帯を対象に、１世帯当たり３万円の給付金を支給するもので、補正額は、１節報酬で、会計年度任用職員報酬１７３万１，０００円の追加、３節職員手当等で、時間外手当１１２万５，０００円の追加、１０節需用費で、事業用消耗品費２２万９，０００円の追加、窓あき封筒の印刷製本費６万３，０００円の追加、１１節役務費で、郵便料１０１万１，０００円の追加、口座振込手数料２１万８，０００円、１２節委託料で住民税非課税世帯臨時特別給付金システム構築６０万５，０００円、１９節扶助費で住民税非課税世帯臨時特別給付金５，４００万円の合計５，８９８万２，０００円あります。

最後に、ナンバー７の令和６年度子育て世帯臨時特別給付金事業であります。今ほどご説明いたしました、住民税非課税世帯臨時特別給付金事業の対象世帯に対し、１８歳以下の子ども１人当たり２万円の給付金を支給するもので、補正額は、１０節需用費で、事務用消耗品費９万８，０００円の追加、窓あき封筒の印刷製本費２万１，０００円の追加、１１節役務費で郵便料３万３，０００円の追加、口座

振込手数料１万３，０００円、１２節委託料で子育て世帯臨時特別給付金システム構築４９万５，０００円、１９節扶助費で子育て世帯臨時特別給付金３００万円の合計３６６万円であります。

以上、２５目重点支援地方創生対策費に係る補正内容の説明といたします。

議案に戻りまして、７ページをご覧ください。３款１項１目２７節繰出金の７万円の補正は、後ほど、議案第５３号令和６年度栗山町介護保険特別会計補正予算（第３号）でご審議いただきます、補正予算の財源調整に係る繰出金の追加であります。

８款２項４目地方道路整備費は、地方債の実績見込みに伴う財源振替であります。４項都市計画費及び５項住宅費の合わせて４４万１，０００円の補正は、本年度の人事院勧告に伴う給与改定及び年度の実績見込みにより、一般職給料及び手当の一部を追加するものであります。

８ページをご覧ください。１０款１項５目２７節繰出金の９０万３，０００円の補正は、後ほど、議案第５２号令和６年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算（第１号）でご審議いただきます、補正予算の財源調整に係る繰出金の追加であります。

１１款１項１目１４節工事請負費の２，３４８万５，０００円の補正は、９月２７日の豪雨により被災した、町河川流れの沢川の災害復旧工事であります。

５ページをご覧ください。次に、歳入であります、１５款２項１目１節総務管理費補助金の１億２，１７８万円の補正は、歳出２款でご説明いたしました、重点支援地方創生対策費に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金であります。

１７款１項２目１節利子及び配当金の４，０００円の補正は、ふるさと応援基金積立金の利子額の見込みによる追加であります。

１８款１項１目１節総務寄附金の９，０００万円の補正は、今後の寄附見込みによるふるさと応援寄附金の追加であります。

１９款１項１目１節財政調整基金繰入金の５，９０８万９，０００円の補正は、今回の補正に係る財源調整として追加するものであります。

２２款１項１１目１節災害復旧債の１，６００万円の補正は、歳出１１款でご説明いたしました、流れの沢川の災害復旧工事に係る町債であります。

４ページをご覧ください。第３表地方債の補正についてご説明いたします。

１．追加であります、起債の目的５２．現年発生補助災害復旧事業債で、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について、付記の内容でお願いするものであります。

以上で事項別明細の説明を終わりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鶴川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

齊藤義崇議員。

○1番（齊藤義崇君） それでは災害復旧の関係の質問をしたいと思います。

まず一つですけれども、災害が起きてから時間が経ってるわけですけど、一応その災害のときってというのは、業者の選定速やかに行ってやっていただくという、これ地元だから分かってるんですけど、今補正上がってくるということは、支払い請求が起きてから40日以内に支払うとかいろんなルールがあったと思うんですけど、業者に対する支払いについて、スピーディーに行うという決まりがあったんじゃないかなっていうふうに思ってるんですが、少し遅いのかなという懸念を持っていますので、その辺の災害復旧をして、一応その現況復旧に至ったときに、後支払うそのペースっていうか予定について、きちっとその決まりがあったと思うので、少し説明を加えていただきたいということと、それからもう1点なんですけど、それが起きてからこれまでの間、積雪もあったわけですけど、多分今が途中の工事じゃないかなって素人目に見ても分かるわけです。2点目としては、災害起きて急遽現況復旧して、まず困らないようにする。その次は、のちのちに置いてもその災害が再度起こらないように直すっていう、コンサルなのか工事業者の見積りなのかって考えたときに、フルパッケージで完成品に元に戻すとする、今崩れてるとか崩れるところは老朽化してるっていうのが原因なわけだから、もっと手を加えて二度と起きないようにするとなれば、工事費がかさむと思うんですよね。そのときに、期中とまたぐから、例えば全容が明らかになって、全体像の予算がはっきりしているなら、ある程度見込みでいいから、これぐらいのパッケージの予算が必要だと申出ておいて、繰越明許にして、残り精算していくっていうふうに表記して諮らないと、実際大事なのは災害を復旧していくっていう行為ですから、これを見るにこれで終わりですよっていうふうに自分は見て感じます。なぜかという、今回は町債の発行も行っている、町債の災害復旧の発行というのは、何度も行えないっていう決まりがあると思うから、多分来年の工事、僕が見ていても、まず田んぼつくれないんじゃないかなという状態になっているので、その予算の申出方の工夫っていうことを考えたら、もう少しきちっと申出ておいて、町債を発行する額は定かでないにしても、後からそのルールにのっとってやって、繰越明許を使えるというカードも切れるわけだからやっておいて、かつ追加の工事が起きたときに支払いを約束どおり支払っていくっていう形がスムーズでなかろうかなと思うんですけどこれが2点目の質問になります。

それから3点目ですけど、農村の河川の関係っていうのは、今自分も基盤整備、水田の整備事業を進めていますけど、集合排水になって水の流れが変わります。今回の災害のときにも、相当水の量が工事途中から、下のほうに流れてって崩れたわけです。何が言いたいかというと、過去の水田から新しい水田に生まれ変わろうとしたときに、我々の農村の作業をするための農道でもあるけど、実際には災害を起

きて見て分かる、もう手作業で災害復旧できませんから、ユンボを入れるとか車両や重機を入れないと、実際の完成した災害復旧後の現況に戻る、もしくは改善をされた現況に戻るということは不可能だなんていうのを感じたんですよね。だとすると、なおのこと、地先に対する協力関係っていうのと、工事計画の、瞬時に復旧しなきゃなんない、被害を受けた方が速やかに復旧しなきゃならないのと同時に、後のことの手を考えた上での工事設計じゃなきゃ駄目かなと思うんです。そのときに、多分土地の問題や権利の問題が生じて調整が必要になると思うんです。その辺について、今回の件を契機に、少し自分も考えるところあるんですけど、地先との協力関係っていうのをどういう立ち位置で考えられているかっていうことを確認しておきたいです。

以上三つです。

○議長（鵜川和彦君） 1 番、齊藤義崇議員の質疑に対する答弁に入ります。

建設課長。

○建設課長（谷口良之君） 齊藤議員の質問 3 点ですね。

まず 1 点目、今回実際 9 月に大雨によって災害が発生したということで、これまでの経過なんですけども、実際に現場を確認して、大至急対応するというところで現場の対応をしております。それで、実際に応急工事もやった中で、1 2 月初旬に災害査定を受けた中で、災害の補助額等々の確定を行っているところでございます。そういった中で、1 2 月に始まりましたので、それで今回、工事費の補正対応をお願いしているところなんですけれども、実際に先行して応急工事等を実際やっているところでございます。その支払いについても、年内に対応するというところで、実施しております。そういったところで、多少その査定のスケジュール等々もある中で、なるべく早く、あと最善を尽くすということと、そういう支払いに、何ていうか、滞るようなことのないようにした中で、今回もやっておりますので、今後も災害の発生についてはそういった中で、なるべくそのスケジュール感を持った中で、対応したいというふうに考えているところでございます。

次 2 点目で、現在崩れてるとこ、災害が発生したというところで、議員のほうで多少その老朽化した云々ということもあった中で、そういったところのことも踏まえた中で、工事のほうのある程度、今後のことを見越して云々ということもありますけども、災害の場合について、やっぱり壊れたところ、発生したところということで、こっちも将来的に危ないからということではなくて、実際に、今回のこの大雨で、排水が多くなってそこで崩れたというところを直しますよということで、こっから先もちよっと危険があるから、例えばその復旧延長延ばすとかそういうような形はしてないので、一応今回の災害の復旧工事というところでは、降雨や融雪等で発生した際にそこを直すという前提でやっておりますので、御理解いただければと思います。

あと3点目、河川関係で排水の形態等々変わった中で、地元の関係者、まさにそう今農業基盤整備等々も実際に積極的にやっている中で、手つけてるところ、つけてないところもありますから、そういうところはやっぱり地域の方々といろいろ情報交換した中で、また大雨のときとかも、ピンポイントでやっぱり多少こちらも認識している所あるから、雨だとあの地域危ないなとか、そういうときにはそういう地域にも、すぐ行って現地確認いたしますし、やはりそういう情報交換、その辺については積極的にやっていきたいと思いますので、御理解頂ければと思います。

以上です。

○議長（鵜川和彦君） 1番、齊藤議員。

○1番（齊藤義崇君） 大きい声出して質問すると、マイナスのように言ってるように聞こえるかもしれないですけど、そうではなくて、今回速やかにスピーディーに直ったんで、再確認をしておきたかったなと、僕も地先のほうの期成会の代表やってるから、この大雨のときは全部見回ったりしたときに、ここはやばいっていうぐらいひどかったんで、すぐ回って動き始めて、たまたま幸いですけど、期成会が動いてる最中は工事も動いてましたので、業者のほうも早めにパトロールが始まって事なきを得たなと思ってんですけど、再質問としては、僕が言った、まだ先、こういうふうに直さないと駄目だなんていうのは、言われたとおりルールで原則当然今の現況復帰だけを復旧と言います。それから当然だけど、町債を発行しなきゃならないときはそこしかないと思うんですけど、多分僕が見てそう思うんだから、プロの役場の検査を見たら分かっており、あそこを直したら違うところが崩れるんじゃないかなとか、崩れたときに、こちら側のほうからアプローチを、多分業者も相当苦労してあその場所まで入ってったのを僕が見ていて、大丈夫かと声をかけたんだけど、結構際どい仕事を要求されてると思うんですよ。

できれば僕は再質問というか、お願い。再質問なんですけど、最終的にここまではやったほうがいいなっていう見込みは、今回の案件については、どういうふうには押さえていますか。それに当然、スケジュールと予算というのはついてくると思うんですけど、今回の補正予算については分かりました。だけど、この後のことについて、少し見通しがあったらお聞かせ願いたいんですけど。

○議長（鵜川和彦君） 建設課長。

○建設課長（谷口良之君） 齊藤議員重ねての御質問ですけども、今後の見通しという点、確かに実際今、先に説明したとおり、災害が発生したその部分で直すよとか、あとその起終点的なもののすりつけ等々もありますけども、今言ったとおり、こういうところが明らかに危険があるなど、そういうところを実際見たら、現場にはそういうことあるかなというふうには思うところでございます。

そういったところにつきましては実際、内部でもちょっと協議した中で、そういうところの復旧の仕方等々は、手法も考えた中で、対応については検討していき

いと思いますし、また当然のように地域の方々ともやっぱり情報収集とか情報交換
というかそういうことが大切になると思いますので、そういった中で検討していき
たいなというふうに思うところでございます。

○議長（鵜川和彦君） ほかにございますか。

3 番、重山議員。

○3 番（重山雅世君） 今の説明の中で、6 ページ、2 款 1 項 1 7 節に関連してく
るかと思うんですけれども、人事院勧告による補正が絡んでいると思うんですけれ
ども、人事院勧告によって、本町の職員の給与が、平均するとどのくらい上がって
いるのかという点と高卒の初任給だとか、大卒の初任給も当然、この勧告を受けて
上がったかと思えますけれども、その状況と、当然、令和 6 年の 4 月に遡って、給
与を上げるような、仕組みとったかと思うんですけれども、その点の答弁を求めた
いと思います。

○議長（鵜川和彦君） 3 番、重山議員の質疑に対する答弁に入ります。

総務課長。

○総務課長（小南治朗君） 重山議員 3 点にわたる御質問についてお答えしたいと
思います。

まず 1 点目、今回の人事院勧告に伴って、給与がどれくらい上がったのかという
ことでございますけれども、今回のいわゆる差額分でございますけれども総額で、お
およそ 1,390 万ほどということとなっております。これを 1 人平均にしますと、
月額平均でいくと、大体 9,900 円ほどになるというものでございます。

それから今回の人事院勧告に伴って、初任給でございますけれども、まず、大卒
が、今回上がって 22 万円ということで改定前が 19 万 6,200 円ということで、
差額が 2 万 3,800 円となっております。高卒につきましては改定前が 16 万 6,
000 円、改定後は 18 万 8,000 円ということで、2 万 1,400 円の増とな
ってるところでございます。

それから 3 点目の遡及の関係でございますけど、これは 4 月から遡及をしてとい
うことで対応してるということでございます。

○議長（鵜川和彦君） ほかにございますか。

4 番、大櫛議員。

○4 番（大櫛則俊君） 7 ページの 2 款 1 項 2 5 目 1 2 節委託料とありますが、こ
れは、特別給付金システム構築っていう形で、種類あるから 2 つあると思うんです
けれども、それは、プログラミングをしてもらうために、業者に委託してもらうべ
きものの料金なんではないでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（鵜川和彦君） 4 番、大櫛議員の質疑に対する答弁に入ります。

福祉課長。

○福祉課長（高田宏明君） 大櫛議員の御質問でございます。

御質問のとおり住基システム、課税システムのほうのシステムもあわせて併用いたしますので、そちらのほうのシステムの改修という形で、もちろんプログラミングも含めた中でのシステムの構築という形になってございます。住民税非課税部分と、子育て世帯の臨時給付金、二本立てのシステムの構築費となってございます。

○議長（鵜川和彦君） 大櫛議員。

○4番（大櫛則俊君） ということであれば、今までも、これと同じようなケースで、実際にプログラミングを行ってたと思うんですけども、毎回毎回これは更新しなきゃいけない料金なんですか、委託し直さなきゃいけない料金なのか、そこら辺をちょっと教えてください。

○議長（鵜川和彦君） 答弁に入ります。

福祉課長。

○福祉課長（高田宏明君） 重ねての質問でございます。

やはりその都度、非課税世帯についても変わっておりますし、やはり住民基本台帳上の基準年限ももちろん変わってきますので、その都度、要綱にのっとった制度のシステムの改築は必要になってきますので、今回もこの給付金のために構築をしていただく形になってございます。

○議長（鵜川和彦君） ほかにございますか。

8番、斉藤隆浩議員。

○8番（斉藤隆浩君） 3点質疑させていただきます。

まず1点目、歳出の2款1項17目職員給与費の3節、時間外手当の追加ということで、1,550万円出てるんですけども、人事院勧告によって過去に払った分が追加で払われるのか、ちょっと詳細を教えてください。

それと、2点目、2款1項25目重点支援地方創生対策費の別紙でもらった資料の中でナンバー1福祉施設等緊急対策支援事業ということで、医療機関に20法人に払うとなっているんですけども、この中に在宅医療診療所が含まれてるかどうかという確認で2点目。

3点目、同じ50号の資料なんですけれども、5番の学校給食費無償化事業ということなんですけれども、先ほど、全員協議会でも町側から説明あったんですけども、保護者の負担軽減ということでお話がありました。給食費について、やはり保護者の負担になっているという認識はあるんだなというふうに思ったんですけども、その中で、この期中で無償化になって、また新たに給食費、次年度から徴収するってことが何年か続いてまして、もったりもらわなかったりという中で、先日、給食費の徴収ミスもあったんですけども、こういうことが続くと担当者が追いつかないというか、ミスが起きてシステムの混乱を招くんじゃないのかなと思うんですけども、その点について、どうお考えなのか伺いたかったです。

○議長（鵜川和彦君） 8番、斉藤隆浩議員の質疑に対する答弁に入ります。

総務課長。

○総務課長（小南治朗君） 1点目のまず御質問にお答えしたいと思います。

2款2項17目職員給与費の時間外手当の関係でございますけれども、これにつきましては、基本的には、今後の時間外手当の実績を見込みまして、それについて、今回補正をお願いするものでございますけれども、当然、今回の人事院勧告に伴う遡及分に関しても含めた金額ということで計上したものでございます。

○議長（鵜川和彦君） 福祉課長。

○福祉課長（高田宏明君） 2点目の関係でございます、訪問診療所は本交付金に含まれるか、含んでおります。

○議長（鵜川和彦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（桑島克典君） 3点目の無償化に関わる質問でございます。

職員のミスの対応ということで伺っております。昨年も同様なんですけれども、給食センターにいる職員1人に任せるわけでもなく、教育委員会全体で、この無償化事業を即座に成功させるために、努力してまいりたいと思いますので御理解ください。

○議長（鵜川和彦君） 斉藤隆浩議員。

○8番（斉藤隆浩君） ありがとうございます。

1点目再質疑させていただきます。この1,550万円の中に、人事院勧告の金額どれぐらい入ってるのかちょっと分からないんですけれども、この金額が、仮に時間外手当でいくとしたら、私ちょっと計算しまして、これ民間の計算なので、ちょっと公務員と違うと思うんですけど、月額30万円もらってる人で、1.25の割増がついて、1時間2,344円ぐらいの割増賃金になるんですよ。これ月額30万円で、20日働いたとしてですよ。そうすると、この金額で割ると6,612時間、時間外がつくことになって、仮に職員120人だとして、1人55時間残業することになるんですよ。こんなに残業するんでしょうか、というのがまず1点目。

あと、3点目に質問した給食費なんですけど、何が言いたいかっていうと、保護者の負担になってるんだったら、今後もこの無償化継続していったほうがいいんじゃないのかなっていうことで、これは意見というか、それに対してお考えをお聞かせ頂きたかったです。

○議長（鵜川和彦君） 答弁に入ります。

総務課長。

○総務課長（小南治朗君） 斉藤隆浩議員の再質疑でお答えしたいと思います。

2点目の2款1項17目の時間外手当の関係でございます。この時間外の実績でございますけれども、もう既に上半期の実績としまして、対象人数としては、全体で85名、時間に関しては9,857時間既に行っているということで、1人当た

りの時間は出しておりませんが、今のところの実績ということでは、こういった形で行っているところでございます。

今回補正をお願いするのは、やはり昨年から、過去数年間の実績を見込んで、それから、これまでの執行状況そういったものを見込みながら、今回、これぐらいの時間外手当支給が必要だろうということの判断でございまして、時間に関してはそれぞれ、その職階に応じた賃金単価というか時間外の単価がございまして、一概に全員押しなべて何時間という形は申し上げられませんが、やはり、そのほか、その時期によっては、やはり時間外を多く発生することもございますし、今ちょうど予算査定、これから新年度予算の議会対応等も含めて、いろいろと時間外が発生する時期かと思っておりますので、そういったことも見込みまして、今回補正を上げさせていただいたということでございます。

○議長（鶴川和彦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（桑島克典君） 斉藤議員重ねてのご質問でございます。

給食費の無償化に関してということで、以前議会のほうでも答弁しておりますが、国の動向を見ながら、注視してまいりたいということで、今回も、国のほうからこういうふうに支給を頂くということで、これに対して対応していきたいと思っておりますので御理解ください。

以上です。

○議長（鶴川和彦君） 斉藤隆浩議員。

○8番（斉藤隆浩君） 1点目のみ再々質疑。会社運営している立場としては、極力時間外をなくすためにどうしようかって考えながら、常に仕事の内容であったりとか、見直したりするわけなんですよね。当然、時間外働けば手当発生するのは当たり前なんですけれども、その前に、時間外を発生させないためにどうしたらいいかっていうことを考えなきゃ駄目なんだろうなと思ってるんです。当たり前に時間外払えば、期末だしっていうこともあるかもしれないですけど。やはりこれ、無くしていかないと、なかなか今の時代、職員昔と違って結構自分の時間大事にする人もいると思うので、この時間外をなくしていこうとしているのかどうかってところと、それについてどういうふうに対策されているのか教えて欲しかったです。

○議長（鶴川和彦君） 答弁願います。

総務課長。

○総務課長（小南治朗君） 斉藤隆浩議員、再々質疑にお答えしたいと思います。

まず、この時間外の関係でございまして、当然総務課としてもこの時間外については、何とか縮減をしていきたいという方向では全く変わりございませんので、それはもう民間企業でもそうですし、働き方改革非常に叫ばれている時代ということもございまして。そういったことでの今後の取組としましては、まず今年8月に導入しました勤怠管理システム、これに基づいて、それぞれこういった業務に職員が

こういった時間を費やしているかというところが、これが非常に各課所長、本人もそうですけども、そういった実態の把握がしやすくなったということもございます。そういったものをまず一つは活用しながら、何とか効率的な業務を遂行してまいりたいというのが一つでございます。

もう一つが、今DXに関わって、業務の棚卸しということで、業務改革を今進めるところでございます。その中で徹底的な業務の効率化を図っていくということで、今現在、その作業に取り組んでいるところでございますので、そういったものを活用しながら、今後この時間外手当については、縮減をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（鵜川和彦君） ほかにございますか。2巡目ありますか。

斉藤隆浩議員。

○8番（斉藤隆浩君） 2巡目で2点質疑させていただきます。

先ほどに引き続きまして、50号の資料のナンバー6、住民税非課税世帯臨時特別給付金事業ということで、非課税世帯1,800世帯と書かれてるんですけども、この非課税世帯の中で、生活保護世帯何件あるのか教えて欲しかったです。

それと2点目、その下7番、子育て世帯臨時特別給付金事業ということで、この文章を読むと、先ほどの6番の低所得世帯の中の子育て世帯の負担軽減を図ると書いてあるんですけども、私、子供を育てるのに、低所得も高所得も関係なくみんな同じだけお金かかっていると思うんですよね。何で子育て世帯の中でこの低所得世帯のみに限定されたのかというところを教えて欲しかったです。

○議長（鵜川和彦君） 8番、斉藤議員の質疑に対する答弁に入ります。

福祉課長。

○福祉課長（高田宏明君） 斉藤議員の御質問でございます。

1点目の1,800世帯のうち、生保世帯は何件あるか、申し訳ございません。生保世帯については、現在のところ把握はできない状況でございますので、把握はしておりません。今後、先ほどのシステムの中でデータの抽出等を行いながら、実際の数字が算出されてくるのかなというふうには思っていますが、現在のところ数字については把握ができておりません。

それと、2点目のなぜ子育ての低所得世帯か。あくまでもやはり今回、物価高騰、エネルギー価格の高騰等によって、低所得世帯に大きな影響を受けているという国の施策の中で、今回は非課税世帯の、さらには子供18歳以下の子供がいる世帯については加算をしていくという、あくまでも物価高騰対策という観点でそこに限定している施策というふうに認識をしておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 斉藤隆浩議員。

○8番（斉藤隆浩君） 再質疑させていただきます。

先ほど同僚議員から、システム構築毎回必要なんですかという質疑出てたと思う

んですけれども、都度、状況把握するためにやっているとおっしゃられたにもかかわらず、生活保護世帯何件あるか分かりませんって、これ矛盾してるんじゃないのかなと思うんですけど、本当にちゃんとシステム構築されてるのかなっていうところもう一度伺いたかったのと、あともう一つ、この子育て世帯、国から低所得世帯ということで話あるんですけど、これ内訳財源見ると、国から366万円出てるわけですね。これ一般財源繰り出し0円なんです。これ栗山町として、この子育て世帯に対して、身銭を切っていないというふうに見られるわけなんですけれども、この点について、もう一度その子育て世帯は分け隔てなくやったほうがいいんじゃないのかなと思うんですけど、今回この一般財源繰り出さずに、国のお金だけで、低所得世帯の子供だけ世帯にだけ補助をする意味というか、なぜもっと全体的にやらないのかなというところをもう一度説明をお願いします。

○議長（鵜川和彦君） 答弁に入ります。

福祉課長。

○福祉課長（高田宏明君） 斉藤議員の御質問でございます。

1点目のなぜ把握ができない。システムの構築については、本議会で補正予算の議決を頂いた後の発注となりますので、現段階ではシステムの導入はまだしていませんので、今後速やかにシステムの構築、業者委託をかけていくという状況になってございます。現時点においてはまだ発注はしていませんので、把握ができていないということでございます。

2点目については、あくまでも国の方針に従った中での本交付金の対応でございます。言われるようにいろんな状況の中で低所得者、高所得とは言いませんが低所得以外の方についてもこの物価高騰に対する影響というのはあるかと思います。それについては、この事業ではなくて他の事業等においてもそういった世帯について対応ができるような事業について、総合的にまた検討して予算組みをしていく必要があると思っております。今般についてはあくまでも物価高騰に対する低所得世帯への対応という形で、本事業を実施することとしておりますので御理解頂きたいと思えます。

○議長（鵜川和彦君） 斉藤隆浩議員。

○8番（斉藤隆浩君） システム構築すれば、生活保護世帯も出てくるのかなっていう、把握できるという意味でとらえたんですけれども、これ一律1世帯3万円給付ということになってるんですけれども、私が思うに、やはり生活保護世帯は、国で生活の基準ある程度保護されている。保障されている中で生活してるわけですよね、たくさんもらってるわけじゃないですよ。もらってるわけじゃないですけれども、医療費であつたりとか様々なものを保護されてる中で生活されてる。そうじゃない、低所得の世帯の方は、自分のお金で生活されてるという中で、果たして同じ金額でいいのかなっていうところ、前々から疑問に思ってるわけなんですよね。だ

としたら少しこう差を付けたりとか、可能ならばですよ。何かそういった手だてをしてってでもいいんじゃないのかな、これ多分自治体ごとにある程度、裁量任されてるのかなと思ってるので、その点についてもう一度お考えを伺いたかったのと、2点目の、子育て世帯、今回に関しては国からってということなんですけれども、だとするならば、これにかわる別な手だて具体的に、こういったものがあるのか、お答えいただきましたかったです。

○議長（鵜川和彦君） 答弁に入ります。

福祉課長。

○福祉課長（高田宏明君） 斉藤議員の重ねての御質問でございます。

生保世帯にさらなる金額の増額という質問でございます。あくまでも、お話ししているとおり、今回については、国の物価高騰対策にのっとりた形での対応、もちろん交付金を活用した中での事業となつてございます。生活保護世帯も含めて低所得世帯については、3万円という形で今回の事業を予定してございます。もちろん生活保護者の方におかれましては、保護費の中での加算等も多い少ないは別としてもあろうかと思ひます。そういった中で、今回については、非課税世帯を一律として3万円という形で、本町においても対応をとっていきたいというふうに考えておりますので、その点については御理解を頂きたいと思ひます。

2点目の子育て世帯、ほかにどんな事業があるのかと、現時点で何があるかと言われれば、例えば、既にやっております医療費の無償化ですとか、そういった事業、所得制限なくやっているところでございます。それで全ていいのかという話にはなろうかと思ひますが、現在、子育て子供事業計画第3期になります事業計画を今、来年度に向けて策定作業を進めておりますので、そういった中でまた策定委員の方、また実際子育てをされている方々の意見等も踏まえた中で、今後の事業の中でも、どんな支援策ができるのかっていうのは検討して、実現できるものについては実現をしてくような形で検討していきたいと思ひておりますので、今回については、あくまでも国の制度にのっとりた形での対応という形で御理解を頂きたいと思ひます。

○議長（鵜川和彦君） 斉藤議員。

○8番（斉藤隆浩君） 2点目もう一度やります。

私言いたいのは、子育てに所得の高いも安いもないと思ひてるんです。今回、低所得世帯だけ多少の給付金が支払われるということで、ほかの子育て世帯の人たちに何か同じぐらいの手だてないのかなと思ひてるんですよ。何かやるって言われたんで、具体的に何やるんですかって聞いたら、これから話を聞いて進めていくってということで、何でしょう、子供育ててる人後回しでいいのかって、低所得じゃないと後回しでいいんですかと私は思ひますよね。何か考えてるんだったら、これと同じタイミングでやらなきゃ駄目だし、何も考えてないんだったら、ちょっとこう子育て世帯の中で、低所得だけお金を配るってのは、不公平なんじゃないかなと思

ってるんです。一般財源繰り出してでも、全子育て世帯に給付してあげたらいいのになと思うんですけれども、私の考え間違ってますかね。

その点についても、最後に御意見頂きたかったです。

○議長（鶴川和彦君） 答弁に入ります。

町長。

○町長（佐々木学君） 今回、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業メニューということで、補正予算提案をさせていただきました。

その中で、今議員のほうから御指摘を受けております低所得者世帯支援枠、この二つについては、町の裁量はありません。国の制度にのっとった事業でありますので、この条件でやるというのがルールということでございます。

そのような中で、議員が今ご質問盛んとされております、子育て世帯の関係で、区分けをすべきではないんじゃないかと。やはり、低所得であっても、ある程度収入があっても同じように、子育てに関わるそういう支出、またいろんなものもかかってくるという中で、公平感も含めてどうだというようなお話もありましたけれども、これ以外に、例えば、これに低所得者以外の子育て世帯へ、この給付金を設けるとした場合については、この推奨事業メニューのほうでやっていかなければならないということになるわけでございます。本町の場合、交付限度額が5,925万5,000円推奨事業メニューということで、先ほど御説明した、幾つかの事業を展開するという事で御提案をさせていただきました。さらに、これに、3千数百万の町費の一般も持ち出しながら、全体で9,000万円近い形の中で事業を構築したということでございます。

我々も、町財政の中でできる限りの、この事業の組立てをしたということでございますので、そこについては、先ほどの幾つかの事業に絞り込んだということもありますけれども、それで御理解を頂きたいということが、まず1点でございます。今回のこの推奨事業メニューの選定の考え方をまず申し上げますと、今申し上げられております、子育て世帯の中の低所得者世帯、あるいはそれ以外の世帯、そして子育て世帯以外の一般の方についても、この物価高騰というところの視点の中で、考えていく必要があるだろうということで、幾つかの事業を組立てたところであります。それで、子育て世代もそれ以外の世代も含めた中の基本的な今回の主要な事業の一つが、暮らし応援券の商品券の発行事業ということで、まずこれについては、しっかり全世帯やらなければならないということで、まず組立てたところでございます。そのほか、学校給食費の関係、これについては低所得もほか以外も関係ないわけでありまして、ここの部分についても、子育て支援策の一つとして、組立てたということでございます。それ以外に事業の関係については、やはりいろんな産業形態の事業がありますけれども、その中でも、特に畜産農業者、産業のほうでいくと運送業、ここの二つの業種については非常に大きな影響を受けているというこ

とで、たくさんの産業、企業がある中で絞り込んでここに支援をするということにいたしました。さらに、福祉関係施設についても、入所者、また入院患者さん、またそういった方々の命とそういう生活を守るという視点の中で、ここにも支援をするということにした中で、このような組立てになったということでもありますので、そこについても御理解を頂ければなというふうに思っております。財源が限られた中で、今回いろいろと整理をさせていただいたということがございます。

また、議員御指摘のいろんな子育て支援のほうの関係については、先ほど福祉課長のほうからもありましたけれども、この物価高騰対応ということではなくて、これからの町の政策の中の重要な部分として検討した上で、新たに支援するものもあれば、これから随時いろんな御意見を頂きながら、町の計画にしっかりと載せた上で、事業を推進していきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思えます。

○議長（鵜川和彦君） ほかに2巡目の方いらっしゃいますか。

ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第50号 令和6年度栗山町一般会計補正予算(第9号)について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、議案第50号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第51号

○議長（鵜川和彦君） 日程第5、議案第51号 令和6年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木学君） 議案第51号 令和6年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の提案理由をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ13億9,511万2,000円とするものであります。

補正の主な内容は、2 款保険給付費におきまして、療養費の追加に係る補正であります。4 款保健事業費は、本年度の人事院勧告に伴う職員給与の追加に係る補正であります。

それでは事項別明細について、ご説明申し上げます。4 ページをご覧ください。まず、歳出であります。2 款 1 項 2 目 1 8 節負担金補助及び交付金の 9 2 万 4, 0 0 0 円の補正は、療養費の実績見込による追加であります。4 款 1 項 1 目 2 節給料及び 3 節職員手当等の合わせて 2 0 万 6, 0 0 0 円の補正は、本年度の人事院勧告による給与改定に伴い、それぞれ追加するものであります。

3 ページをご覧ください。次に歳入であります。4 款 1 項 1 目 1 節普通交付金の 9 2 万 4, 0 0 0 円の補正は、歳出 2 款でご説明いたしました療養費の増額に伴い追加するものであります。6 款 2 項 1 目 1 節基金繰入金の 2 0 万 6, 0 0 0 円の補正は、今回の補正に係る財源調整として追加するものであります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですので質疑を打ち切りたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） それでは、質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） それでは、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第 5 1 号令和 6 年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、議案第 5 1 号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第 5 2 号

○議長（鵜川和彦君） 日程第 6、議案第 5 2 号 令和 6 年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算（第 1 号）を議案に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木学君） 議案第５２号 令和６年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算（第１号）の提案理由をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９０万３，０００円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ１億１，３８３万３，０００円とするものであります。

補正の内容は、１款教育費におきまして、本年度の人事院勧告に伴う職員給与の追加に係る補正であります。

それでは、事項別明細についてご説明申し上げます。４ページをご覧ください。まず、歳出であります。１款１項１目２節給料及び３節職員手当等の合わせて９０万３，０００円の補正は、本年度の人事院勧告による給与改定に伴い、それぞれ追加するものであります。

３ページをご覧ください。次に、歳入であります。４款１項１目１節一般会計繰入金の９０万３，０００円の補正は、今回の補正予算の財源調整として追加するものであります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） それでは質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第５２号 令和６年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算（第１号）について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、議案第５２号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第５３号

○議長（鵜川和彦君） 日程第７、議案第５３号 令和６年度栗山町介護保険特別会計補正予算（第３号）を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木学君）議案第５３号 令和６年度栗山町介護保険特別会計補正予算（第３号）の提案理由をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３６万４，０００円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ１５億３，２７７万８，０００円とするものであります。

補正の内容は、３款地域支援事業費におきまして、本年度の人事院勧告に伴う職員給与の追加に係る補正であります。

それでは、事項別明細についてご説明申し上げます。４ページをご覧ください。まず、歳出であります。３款３項１目総合相談事業費の２４万９，０００円及び３目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の１１万５，０００円、合わせて３６万４，０００円の補正は、本年度の人事院勧告による給与改定に伴い給料及び職員手当等をそれぞれ追加するものであります。

３ページをご覧ください。次に歳入であります。４款２項国庫補助金の１４万１，０００円、６款２項道補助金の７万円、８款１項一般会計繰入金の７万円及び２項基金繰入金の８万３，０００円の補正は、歳出３款でご説明いたしました人件費の補正に伴う追加であります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） それでは質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第５３号 令和６年度栗山町介護保険特別会計補正予算（第３号）について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、議案第５３号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第５４号

○議長（鵜川和彦君） 日程第８、議案第５４号 令和６年度栗山町水道事業会計

補正予算（第３号）を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 議案第５４号 令和６年度栗山町水道事業会計補正予算（第３号）の提案理由をご説明申し上げます。

１ページをご覧ください。予算第３条の収益的収入及び支出の予定額におきまして、支出の第１款水道事業費用で、２７５万円を追加し、その総額を３億８，０２６万５，０００円とするものであります。

次に、予算第８条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。職員給与費におきまして、２７５万円を追加し、その総額を３，５７０万６，０００円とするものであります。

２ページをご覧ください。補正の内容についてご説明申し上げます。収益的収支の支出におきまして、１款１項２目配水及び給水費の６４万５，０００円、３目業務費の５７万７，０００円、４目総係費の５６万円及び５目受託工事費の９６万８，０００円の補正は、本年度の人事院勧告に伴う給与費及び法定福利費の実績見込みによる追加であります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） それでは質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第５４号 令和６年度栗山町水道事業会計補正予算（第３号）について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、議案第５４号は原案どおり決定をいたしました。

○議長（鵜川和彦君） 日程第9、議案第55号 令和6年度栗山町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 議案第55号 令和6年度栗山町下水道事業会計補正予算第3号の提案理由をご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。予算第3条の収益的収入及び支出の予定額におきまして、支出の第1款下水道事業費用で、38万5,000円を追加し、その総額を4億9,477万5,000円とするものであります。

次に、予算第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。職員給与費におきまして、38万5,000円を追加し、その総額を1,837万6,000円とするものであります。

2 ページをご覧ください。補正の内容についてご説明申し上げます。収益的収支の支出におきまして、1款1項3目総係費の38万5,000円の補正は、本年度の人事院勧告に伴う給与費及び法定福利費の実績見込みによる追加であります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） それでは質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第55号 令和6年度栗山町下水道事業会計補正予算（第3号）について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、議案第55号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第56号

○議長（鵜川和彦君） 日程第10、議案第56号 職員の給与に関する条例の一

部を改正する条例を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 佐々木 学君登壇]

○町長（佐々木 学君） 議案第 5 6 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

昨年 8 月の人事院勧告におきまして、民間給与との格差を埋めるため、月例給を平均 3. 0 %、期末手当及び勤勉手当の支給率を合わせて 0. 1 カ月分引き上げるなどの勧告がなされました。本町におきましても、国家公務員との均衡の原則に基づき、この人事院勧告どおり改定を実施することとし、本条例を改正するものであります。

以下改正条項についてご説明申し上げます。

改正条例の第 1 条につきましては、職員の給与に関する条例の一部改正で、第 2 0 条第 2 項は、本年 1 2 月支給分の期末手当の支給率を一般職においては 1 0 0 分の 1 2 7. 5 とし、再任用職員においては 1 0 0 分の 7 1. 2 5 とするものであります。第 2 0 条の 4 第 2 項は、本年 1 2 月支給分の勤勉手当の支給率を一般職においては 1 0 0 分の 1 0 7. 5 とし、再任用職員においては 1 0 0 分の 5 1. 2 5 とするものであります。

第 2 1 条第 3 項は、寒冷地手当の支給月額を、世帯主である職員のうち扶養親族のある職員においては 2 6, 0 0 0 円、扶養親族のない職員においては 1 4, 5 0 0 円とし、世帯主ではないその他の職員においては 9, 8 0 0 円とするものであります。

別表第一は、今回の人事院勧告に伴い、一般職給料表を改定するものであります。

改正条例の第 2 条につきましては、職員の給与に関する条例の一部改正で、第 2 0 条第 2 項は、令和 7 年度以後における一般職の期末手当の支給率を、1 0 0 分の 1 2 5 とし、再任用職員においては 1 0 0 分の 7 0 とするものであります。

第 2 0 条の 4 第 2 項は、令和 7 年度以後における一般職の勤勉手当の支給率を、1 0 0 分の 1 0 5 とし、再任用職員においては 1 0 0 分の 5 0 とするものであります。

附則第 1 項につきましては、施行日を定めたもので、公布の日から施行し、改正条例第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであります。

附則第 2 項及び第 3 項につきましては、適用日を定めたもので、第 1 条の改正規定による給料改定及び寒冷地手当の支給額の改定については令和 6 年 4 月 1 日から、期末勤勉手当の支給率の改定については令和 6 年 1 2 月 1 日からそれぞれ遡及適用するものであります。

附則第 4 項につきましては、人事院勧告の実施に伴い、既に支給された改正前の

給与を内払とみなすものであります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鶴川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） それでは質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第５６号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴川和彦君） 全員起立。

よって、議案第５６号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第５７号

○議長（鶴川和彦君） 日程第１１、議案第５７号 栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 議案第５７号 栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

昨年８月の人事院勧告において、期末勤勉手当の支給率を引き上げとの勧告がなされました。本町におきましても、この人事院勧告を踏まえ本条例を改正するものであります。

以下改正条項についてご説明申し上げます。

改正条例の第１条につきましては、栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正で、第５条第２項は、本年１２月支給分の期末手当の支給率を１００分の２３５とするものであります。

改正条例の第２条につきましては、栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正で、第５条第２項は、令和７年度以後の期末手当の支給率

を１００分の２３０とするものであります。

附則第１項につきましては、施行日を定めたもので、公布の日から施行し、改正条例第２条の規定は、令和７年４月１日から施行するものであります。

附則第２項につきましては、適用日を定めたもので、第１条の改正規定による改正後の期末手当の支給率を令和６年１２月１日から遡及適用するものであります。

附則第３項につきましては、人事院勧告の実施に伴い、既に支給された改正前の期末手当を内払とみなすものであります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） それでは質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第５７号 栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、議案第５７号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第５８号

○議長（鵜川和彦君） 日程第１２、議案第５８号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 議案第５８号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

昨年８月の人事院勧告において、期末勤勉手当の支給率を引き上げとの勧告がなされました。本町におきましても、この人事院勧告を踏まえ、本条例を改正す

るものであります。

以下改正条項についてご説明申し上げます。

改正条例の第1条につきましては、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正で、第4条は、本年12月支給分の期末手当の支給率を100分の235とするものであります。

改正条例の第2条につきましては、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正で、第4条は、令和7年度以後の期末手当の支給率を100分の230とするものであります。

附則第1項につきましては、施行日を定めたもので、公布の日から施行し、改正条例第2条の規定は、令和7年4月1日から施行するものであります。

附則第2項につきましては、適用日を定めたもので、第1条の改正規定による改正後の期末手当の支給率を令和6年12月1日から遡及適用するものであります。

附則第3項につきましては、人事院勧告の実施に伴い、既に支給された改正前の期末手当を内払とみなすものであります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鶴川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） それでは質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第58号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴川和彦君） 全員起立。

よって、議案第58号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第59号

○議長（鶴川和彦君） 日程第13、議案第59号 栗山町第1号会計年度任用職

員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 佐々木 学君登壇]

○町長(佐々木 学君) 議案第59号 栗山町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

昨年8月の人事院勧告において、期末勤勉手当の支給率を引き上げとの勧告がなされました。本町におきまして、この人事院勧告を踏まえ、本条例を改正するものであります。

以下改正条項についてご説明申し上げます。

第8条は期末手当に係る規定で、令和7年度以後の期末手当の支給率を100分の125とするものであります。

第8条の2は勤勉手当に係る規定で、令和7年度以後の勤勉手当の支給率を100分の105とするものであります。

附則につきましては、施行日を定めたもので、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(鵜川和彦君) 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、重山議員。

○3番(重山雅世君) この第1号の会計年度任用職員、この部分の人事院勧告に基づく条例ですけれども、なぜ、一般職員と同様に令和6年4月から遡及しないのかと。そういう差別をするのかと。それと人数的な部分の確認、これ第2号の会計年度任用職員については、一般職員と同様にやってますよね、令和6年の4月に遡ってやられているかと思えますけれども、第1号についてはしないっていうのは、その理由の部分、聞くとところによると近隣の町村に合わせたんだというような声も聞いたんですけれども、その点でまずお尋ねしたいと思います。

○議長(鵜川和彦君) 3番、重山議員の質疑に対する答弁に入ります。

総務課長。

○総務課長(小南治朗君) 重山議員の御質問に御答弁したいと思います。

まず、この会計年度任用職員、今回第1号の条例改正ということでございますけ

ど、これは第2号も遡及をしていないということでございますので併せてお答えをしたいと思います。

これを遡及しない理由でございますけども、本町におきましては、会計年度任用職員の給与関連条例の定めによりまして、人事院勧告による給与改定の効力を翌年度4月1日から適用するということにしております。これにつきましては、令和5年12月議会におきまして、条例改正を行ったものでございまして、その時点の考え方としましては、会計年度任用職員は、毎年度4月以降に任用通知の発行しておりますので、1年度を基本に任用期間中の労働条件を通知しているということでございますので、年度途中の条件変更は行わない。当然、人事院勧告はマイナスの勧告ということもございますので、そういったことも踏まえまして、そういったことに重きを置いて、これについては遡及しないということでの考え方で行っているところでございます。

○議長（鵜川和彦君） 重山議員。

○3番（重山雅世君） これ今、第2号フルタイムで働いてる方の場合、一般職と同じようにっていうことだと私は理解してるんです。だから、第2号の会計年度任用職員の条例提案がされてないんだなって思っていたんですが、今の話では、非正規の公務員ですよ。はっきり言えば。会計年度任用職員1号も2号も、遡及もしないよと。そういう形なんですね。人数的には、本当に今、そういう方々の力をかりないと、106人合計でいらっしゃるかと思いますが、差別的なことをやってはならないんじゃないかなっていう、その年度途中は行わないっていう立場に立っておられるということでしたけれども、現に、総務省のほうで、令和5年5月に、この会計年度任用職員の取扱いについては常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを、基本とするよう通知が出されてると思います。

そのほかにも、令和5年から常勤職員の給与が改定された場合、会計年度任用職員の給与についても遡及適用させることを基本としたと、そういうような形で、国も差別化しないような方向で指導が指導文書なりされているかと思うんです。それで令和5年度中でも、もう遡及してやってる自治体も全国には生まれています。ですから、そういう点で、遡及するっていう形でやれないのかっていうのを再度求めたいと思いますけれども、北海道でも、年度遡及して取り組んでいる自治体もあるんじゃないかなと。令和5年度中にやった自治体っていうのは、986団体あるっていう、大体55.1%という形の資料もホームページ見ると出されていましてので、ですから、やれないことはないんじゃないかなと。いろいろ壁の問題もあって、例えばパートの場合なんかはそういうようなお話もちょっと耳にもしたんですけれ

ども、やはり、そういう方々の力を借りないとならないのに、やっぱり差別的な扱いはすべきでないと。やはりどういう方向で、一般職員と同様に適用したらいいのかっていうことね。検討していくっていうか、そういう視点に立つべきじゃないかなど。やはり、そういう方々の力をかりないと、仕事もうまくいかないわけですから、ですからそういう点でも、考え方を再度求めたいと思います。

○議長（鵜川和彦君） 答弁に入ります。

総務課長。

○総務課長（小南治朗君） 重山議員重ねての御質問でございます。

今回、先ほど遡及しない当初の考え方ということで、令和５年の１２月に条例改正を行った内容の基本的な考え方をお伝えしたところでございます。

実際にその中でも、やはりいわゆる１０３万円の壁ですとか言われているいわゆる、扶養の範囲内で働く方が一定数いるということで、過去にも何十人かいらっしゃったというような実態もございます。当然プラス勧告になった場合は、当然そういった所得の範囲内で働くということでの様々な調整がし必要になってくるというような、そういった影響も考慮したというのは１面としてございます。

また、これの遡及に関しては、あくまでも国のほうから技術的助言というような形で出されてきているような実態でございまして、また、実際に先般、北海道新聞のほうにも出た状況でございますけれども、道内の１４４町村のうち、まだ遡及していないのがまだ３９％ほどの自治体もあるというような実態もございます。そういった状況も踏まえて近隣の自治体の動向、それからまた遡及適用の詳しい手法に関してもどこまで遡及させるかということもございますので、そういったことに関しては、今後いろいろと近隣自治体の動向を踏まえながら、こちらのほうとしても検討、研究してまいりたいというふうに考えてるところでございます。

○議長（鵜川和彦君） ほかにございますか。

ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） それでは質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

３番、重山議員。

○３番（重山雅世君） 私はこの条例提案に反対の立場で討論いたします。

いうまでもなく、いろんな壁１０３万、１０６万、１３０万という壁があります。それも理由の一つになるでしょうけれども、現にそういう壁のことも加味して、遡及して、会計年度任用職員については非正規公務員。ワーキングプアとも言われて

いますけれども、そういう方々の雇用の安定、それから賃金差別をさせないという点では、やろうと思えばやる気があればっていうかできる問題じゃないかなと。現にやられてる自治体もあるんですから、そういう、自治体のことから学びながら、この分野では、私は、この条例については、会計年度任用職員の報酬、それから期末手当、勤勉手当いろいろそういう部分に対しては、差別を与えるべきでないと、そういうことで反対いたします。

○議長（鵜川和彦君） 続いて賛成討論ありませんか。

齊藤義崇議員。

○1番（齊藤義崇君） 質疑の関係から、他の自治体と自治体がアレンジできるといったらいいですか、少し運用できるっていう部分は否めないかなという感じはしましたけども、この会計年度任用職員制度の導入に当たって、それから、答弁にあった条例についての審議をしたときに、十分適正に審議されて運用されているものと思います。

基本的な考え方は、条例改正の関係のときに整理されているので、当面きちっとそういうふうに運用していくということで、十分じゃなかろうかなというふうに感じますので、質疑の中身を聞いた上で私は賛成をとります。

○議長（鵜川和彦君） ほかに反対討論ありませんか。

ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第59号 栗山町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 起立多数。

よって、議案第59号は原案どおり決定をいたしました。

◎休会の宣告

○議長（鵜川和彦君） ここでお諮りいたします。

本定例会1月臨時会議に付議された案件の審議をすべて終了しましたので、会議規則第7条の規定により、令和6年定例会を休会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議なしと認めます。

令和6年定例会は、休会することに決定をいたしました。

これをもちまして散会いたします。

散会 午前11時40分

右会議のてん末を記載し相違ないことを証するため署名する。

栗山町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員